

生活関連道路整備工事施行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の生活関連道路を整備し、交通の安全及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 公道、道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路をいう。
- (2) 生活関連道路、前号に規定する道路以外の道路で、通学、通勤等一般の通行の用に供しているものをいう。

(整備工事の対象)

第3条 この要綱による整備工事は、次の各号に掲げる要件を整えている生活関連道路について行うものとする。ただし、当該道路が会社等の宿舍・寮若しくは事業所等の用に供するもので、管理者が明確なもの又は、公団・公社の敷地内道路を除く。

- (1) 公道から公道に通じる道路で、一般の通行の用に供していること。
- (2) 道路の敷地について、所有権・賃借権その他の権利を有する者が、当該敷地を一般の通行の用に供していることを承諾していること。

(申請等)

第4条 生活関連道路の整備工事（以下「工事」という。）の施行の申請をしようとする者は、生活関連道路整備工事施行申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 現況写真
- (4) 道路敷地所有者等の承諾書
- (5) 沿線住民の工事同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、第1項の申請があったときはその内容を審査し、又は必要に応じ現地調査を行い、工事の施行を適当と認めたちきは、速やかに工事の施行を決定し、生活関連道路整備工事決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の決定をする場合において必要があるときは、当該決定に条件を付すことができる。

（申請の取り下げ）

第5条 工事の施行の申請をした者は、工事の施行の決定通知を受けた場合において、工事の施行の決定に付された条件に不服があるとき、又はその他の理由により工事の施行申請の取り下げをしようとするときは、別に定める期日までに市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による工事の施行申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る工事の施行決定は無かったものとみなす。

（申請内容の変更）

第6条 工事の施行の決定を受けた者（以下「被決定者」という。）が、工事の施行決定を受けた後において、当該申請の内容を変更しようとするときは、直ちに生活関連道路整備工事変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、又は必要に応じ現地調査を行い、適当と認めたちきは生活関連道路整備工事変更承認通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

（工事費の一部負担）

第7条 被決定者は別に定める期日までに、工事に要する費用の10分の2に相当する金額を納入しなければならない。

（工事施行決定の取消等）

第8条 市長は、被決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、工事の施行決定を取り消し、既に工事が施行されているときは、当該工事に要した費用の全額又は一部を賠償させることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により工事の施行決定を受けたとき。
- (2) 工事の施行決定に付された条件に違反したとき。
- (3) その他、市長の指示に従わなかったとき。

(維持管理)

第9条 被決定者は工事施行後の道路について、常に良好な状態を保つよう適正に維持管理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2年 6月 1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 春日井市生活関連道路整備工事施行要綱（昭和54年 7月10日制定）は廃止する。